

表2-1 精神障害の労災補償状況

年 度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
区 分						
精神障害	請求件数	927	1136	1181	1272	1257
	決定件数 注2	862	852	1061	1074	1217
	うち支給決定件数 注3	269	234	308	325	475
	(認定率) 注4	(31.2%)	(27.5%)	(29.0%)	(30.3%)	(39.0%)
う ち 自 殺 (未遂を含む。)	請求件数	148	157	171	202	169
	決定件数	161	140	170	176	203
	うち支給決定件数	66	63	65	66	93
	(認定率)	(41.0%)	(45.0%)	(38.2%)	(37.5%)	(45.8%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注5

年 度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
区 分						
精神障害	支給決定件数 注6	22	13	15	20	34
	うち自殺 (未遂を含む。)	11	11	7	10	15

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったことに伴い新たに支給決定した事案である。
 6 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。

図2-1 精神障害に係る労災請求・決定件数の推移

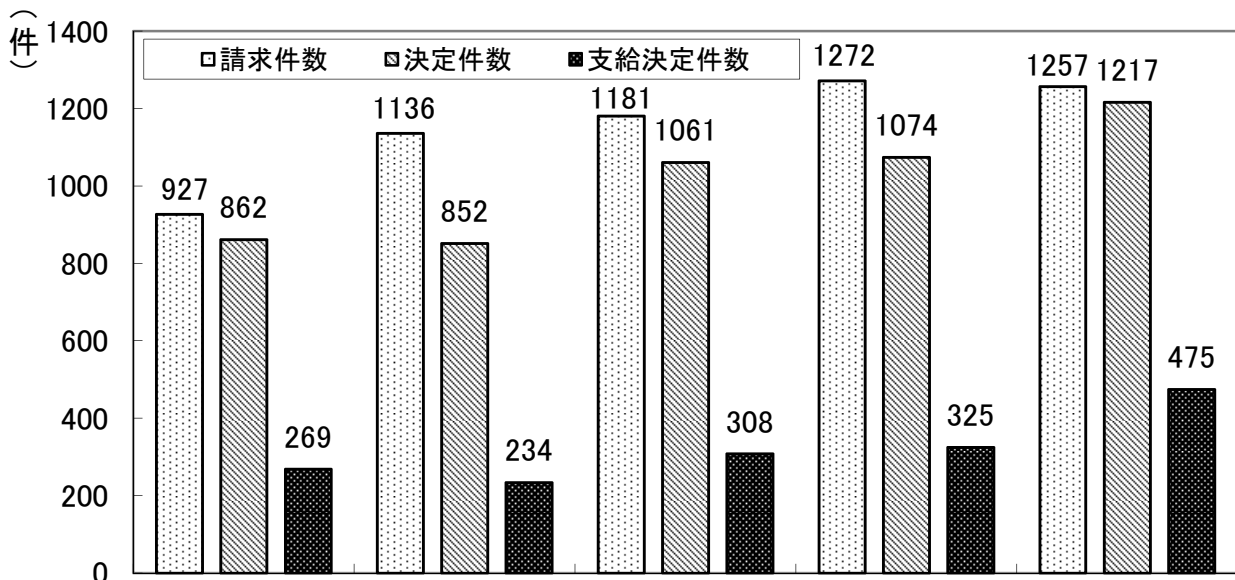


表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	平成23年度			平成24年度		
	請 求 件 数	決 定 件 数	うち支給決定件数	請 求 件 数	決 定 件 数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	10	7	5	8	10	7
製 造 業	216	205	59	225	206	93
建 設 業	81	79	35	45	53	22
運 輸 業、郵 便 業	127	79	27	104	114	52
卸 売 業、小 売 業	215	182	41	196	204	66
金 融 業、保 険 業	45	34	8	51	36	12
教 育、学 習 支 援 業	35	37	11	43	36	13
医 療、福 祉	173	143	39	201	179	52
情 報 通 信 業	65	55	13	66	68	35
宿泊業、飲食サービス業	57	55	25	52	53	30
その他の事業(上記以外の事業)	248	198	62	266	258	93
合 計	1272	1074	325	1257	1217	475

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別構成比

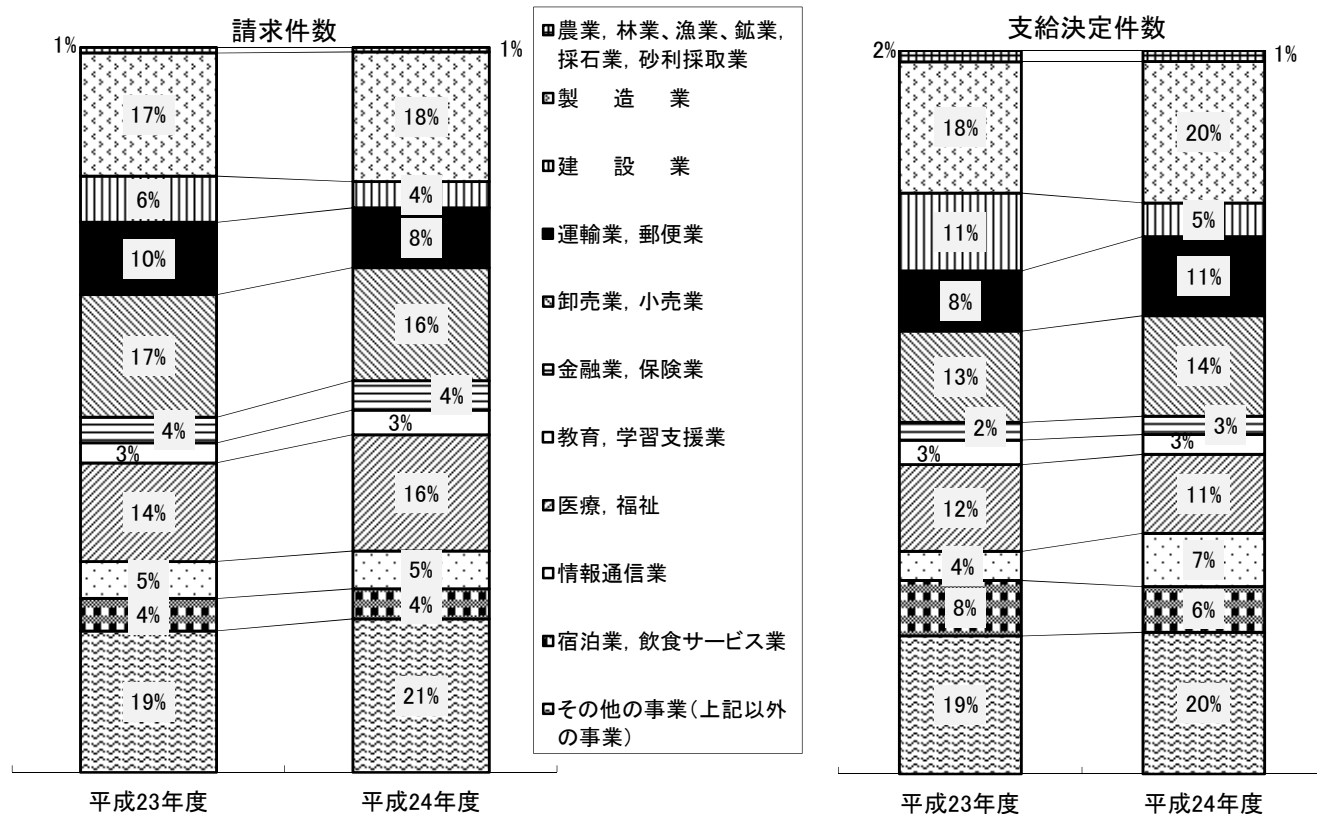


表2-2-1 精神障害の請求件数の多い業種(中分類の上位15業種)

平成24年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	111
2	医療, 福祉	医療業	87
3	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	74
4	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	49
5	卸売業, 小売業	その他の小売業	45
6	情報通信業	情報サービス業	44
7	卸売業, 小売業	各種商品小売業	42
8	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	37
9	製造業	輸送用機械器具製造業	36
10	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	30
11	教育, 学習支援業	学校教育	29
12	製造業	電気機械器具製造業	27
12	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	27
14	サービス業(他に分類されないもの)	職業紹介・労働者派遣業	24
15	製造業	金属製品製造業	23
15	金融業, 保険業	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	23

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表2-2-2 精神障害の支給決定件数の多い業種(中分類の上位15業種)

平成24年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定 件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	33
2	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	32
3	情報通信業	情報サービス業	25
4	卸売業, 小売業	その他の小売業	20
4	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	20
6	医療, 福祉	医療業	18
6	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	18
8	製造業	輸送用機械器具製造業	14
9	建設業	総合工事業	12
9	製造業	金属製品製造業	12
9	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	12
9	サービス業(他に分類されないもの)	職業紹介・労働者派遣業	12
13	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	11
13	教育, 学習支援業	学校教育	11
15	不動産業, 物品賃貸業	不動産賃貸業・管理業	10

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

年度 職種(大分類)	平成23年度			平成24年度		
	請 求 件 数	決 定 件 数	うち支給 決定件数	請 求 件 数	決 定 件 数	うち支給 決定件数
専門的・技術的職業従事者	318	263	78	274	284	117
管 理 的 職 業 従 事 者	48	45	21	50	51	26
事 務 従 事 者	323	272	59	342	304	101
販 売 従 事 者	167	146	40	140	154	54
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	120	98	38	153	141	57
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者	70	50	18	58	67	33
生 産 工 程 従 事 者	133	120	35	147	131	56
運搬・清掃・包装等従事者	37	29	12	46	41	15
建 設 ・ 採 掘 従 事 者	44	39	17	29	31	11
その他の職種(上記以外の職種)	12	12	7	18	13	5
合 計	1272	1074	325	1257	1217	475

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

図2-3 職種別構成比

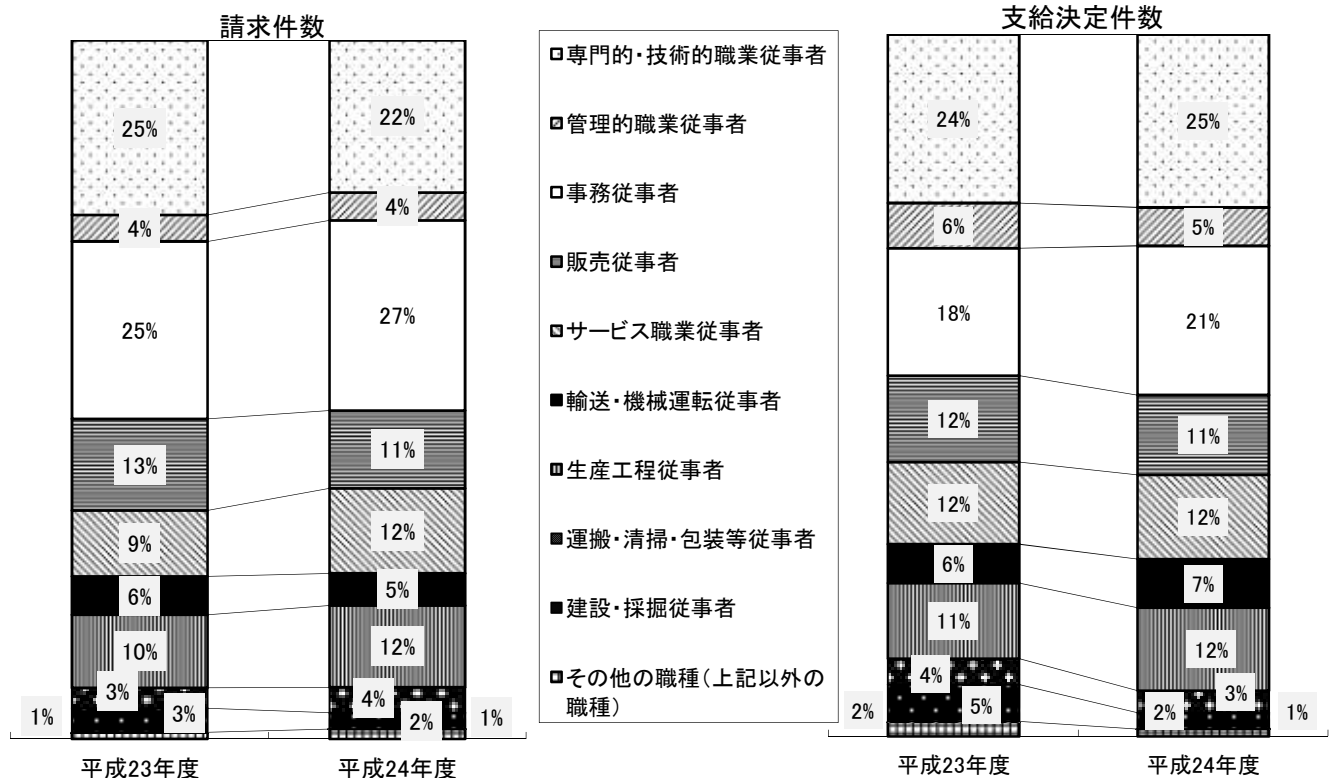


表2-3-1 精神障害の請求件数の多い職種(中分類の上位15職種)

平成24年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	234
2	販売従事者	商品販売従事者	78
3	販売従事者	営業職業従事者	59
4	事務従事者	営業・販売事務従事者	58
5	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	52
6	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	51
7	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	49
8	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	47
9	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	44
10	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	36
11	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	35
11	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	35
13	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	34
14	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	31
15	事務従事者	会計事務従事者	28

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表2-3-2 精神障害の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

平成24年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定 件数
1	事務従事者	一般事務従事者	65
2	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	30
3	販売従事者	商品販売従事者	29
4	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	28
5	販売従事者	営業職業従事者	24
6	事務従事者	営業・販売事務従事者	21
7	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	18
7	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	18
7	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	18
10	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	16
11	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	15
12	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	13
13	専門的・技術的職業従事者	製造技術者(開発)	11
14	専門的・技術的職業従事者	製造技術者(開発を除く)	10
15	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	9
15	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	9

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度 年 齢	平成23年度						平成24年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
19 歳 以 下	13	4	10	1	5	0	14	1	15	4	4	1
20 ～ 29 歳	247	55	211	42	69	12	242	44	238	51	103	20
30 ～ 39 歳	420	49	358	46	112	22	370	33	372	51	149	23
40 ～ 49 歳	365	48	298	35	71	10	387	49	379	53	146	31
50 ～ 59 歳	176	39	163	43	56	19	194	35	165	37	50	11
60 歳 以 上	51	7	34	9	12	3	50	7	48	7	23	7
合 計	1272	202	1074	176	325	66	1257	169	1217	203	475	93

注 自殺は、未遂を含む件数である。

図2-4 年齢別構成比

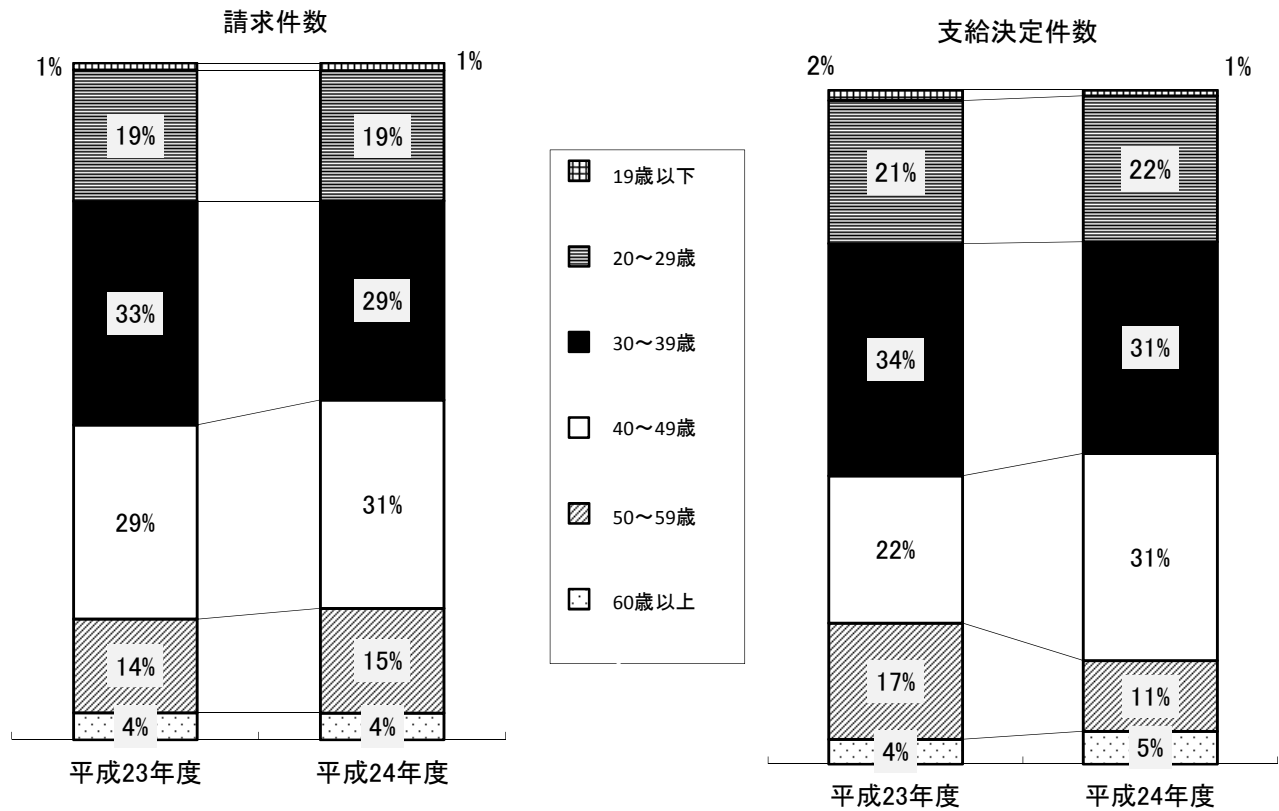


表2-5 精神障害の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

平成24年度

	精神障害					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	41	3	49	7	27	5
青森	6	1	5	1	3	1
岩手	10	1	12	1	5	0
宮城	32	3	32	9	22	7
秋田	5	3	4	3	1	0
山形	9	0	9	0	6	0
福島	16	1	21	6	11	2
茨城	21	3	18	1	11	0
栃木	6	3	6	3	4	3
群馬	6	1	10	0	3	0
埼玉	43	4	45	7	6	3
千葉	46	6	41	4	9	1
東京	244	24	227	39	90	21
神奈川	91	12	97	11	46	4
新潟	21	4	9	2	4	1
富山	4	0	5	0	2	0
石川	8	1	6	1	2	0
福井	7	3	10	4	7	2
山梨	9	1	13	2	4	0
長野	18	4	13	4	4	2
岐阜	19	6	10	2	6	1
静岡	24	3	17	4	7	2
愛知	67	9	83	12	19	3
三重	16	4	14	3	0	0
滋賀	13	0	15	1	8	1
京都	47	7	49	8	18	3
大阪	148	15	138	15	36	3
兵庫	62	10	53	12	24	6
奈良	11	1	5	0	1	0
和歌山	7	2	0	0	0	0
鳥取	4	1	4	1	2	0
島根	1	1	2	0	1	0
岡山	15	2	10	1	4	1
広島	27	3	36	5	16	5
山口	11	3	7	2	4	0
徳島	4	1	2	0	1	0
香川	6	2	8	3	3	2
愛媛	13	2	17	3	7	2
高知	11	0	10	2	6	2
福岡	43	9	34	7	16	3
佐賀	7	0	4	0	2	0
長崎	13	3	18	5	12	3
熊本	15	1	16	3	3	2
大分	8	2	10	2	3	0
宮崎	9	2	14	5	3	1
鹿児島	10	1	3	1	1	0
沖縄	3	1	6	1	5	1
合計	1257	169	1217	203	475	93

注 自殺は、未遂を含む件数である。

表2－6 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

区分	年度	平成23年度		平成24年度	
		平成23年度	うち自殺 (未遂を含む。)	平成24年度	うち自殺 (未遂を含む。)
20 時 間 未 満		63	4	97	3
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満		19	2	25	3
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満		15	4	29	8
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満		15	4	26	13
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満		29	9	32	7
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満		38	15	66	17
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満		28	9	46	15
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満		8	5	24	6
160 時 間 以 上		21	7	46	14
そ の 他		89	7	84	7
合 計		325	66	475	93

注 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

表2-7 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数一覧

区分 \ 年度	平成23年度				平成24年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
正規職員・従業員	939	168	303	66	1067	196	433	92
契約社員	39	1	7	0	36	1	11	0
派遣労働者	24	0	3	0	31	2	10	0
パート・アルバイト	56	3	10	0	68	2	17	0
その他(特別加入者等)	16	4	2	0	15	2	4	1
合計	1074	176	325	66	1217	203	475	93

注1 自殺は、未遂を含む件数である。

2 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・ 正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・ 契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・ 派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・ パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-8 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事	平成23年度				平成24年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	77	5	18	1	97	4	45	3
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	93	0	48	0	93	2	51	2
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	9	1	4	1	4	0	2	0
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	8	5	2	2	21	11	7	4
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	10	3	2	1	11	2	5	1
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	5	1	1	0	4	3	0	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	4	0	0	0	7	0	2	0
	達成困難なノルマが課された	10	5	6	4	9	4	3	2
	ノルマが達成できなかった	13	5	4	2	7	2	2	0
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	11	4	8	1	4	1	2	1
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	7	1	4	1	5	1	2	1
	顧客や取引先からクレームを受けた	26	7	6	2	35	6	13	4
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	1	0	1	0	2	0	0	0
	上司が不在になることにより、その代行業を任された	3	1	1	0	0	0	0	0
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	134	43	52	24	125	34	59	19
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	6	2	3	0	59	17	32	8
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	2	1	1	0	28	8	17	7
	勤務形態に変化があった	4	0	0	0	1	1	0	0
	仕事のペース、活動の変化があった	5	4	0	0	3	0	0	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	23	1	5	0	31	3	8	0
	配置転換があった	52	11	11	4	63	10	12	4
	転勤をした	37	9	8	3	18	11	4	2
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	7	3	1	1	7	0	3	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	5	1	1	0	3	0	0	0
	自分の昇格・昇進があった	12	5	2	1	9	2	1	0
	部下が減った	3	1	0	0	1	0	0	0
	早期退職制度の対象となった	0	0	0	0	0	0	0	0
	非正規社員である自分の契約満了が迫った	1	0	0	0	0	0	0	0
5 対人関係	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	69	5	40	3	99	15	55	10
	上司とのトラブルがあった	202	13	16	4	213	22	35	6
	同僚とのトラブルがあった	35	4	2	0	42	9	2	1
	部下とのトラブルがあった	3	1	2	1	8	3	4	2
	理解してくれていた人の異動があった	0	0	0	0	3	1	0	0
	上司が替わった	7	1	0	0	2	1	1	0
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	1	0	0	0	3	1	0	0
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	17	1	6	1	45	0	24	0
7 特別な出来事 注2		70	9	70	9	84	16	84	16
8 その他 注3	～	102	23	0	0	71	13	0	0
合計		1074	176	325	66	1217	203	475	93

注1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発第1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。

2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

4 自殺は、未遂を含む件数である。